

令和5年麻薬年間報告書提出要領

1 目的（根拠）

麻薬及び向精神薬取締法第47条から第49条の規定により麻薬小売業者、麻薬管理者、麻薬研究者は、毎年11月30日までに、前年10月1日から本年9月30日までの麻薬受払の数量等を都道府県知事に届け出なければならぬことされている。そのため、この要領を定め、その取扱いの統一を図る。

2 対象者

- (1) 麻薬小売業者
- (2) 麻薬管理者（設置していない場合には麻薬施用者）
- (3) 麻薬研究者

3 提出するもの

令和5年麻薬年間報告書 1部

4 提出期限

令和5年11月30日（木）

5 提出先

管轄する総合支庁保健福祉環境部保健企画課（保健所）

6 留意事項

- ・ 昨年提出した令和4年麻薬年間報告書における期末在庫と、今回提出する令和5年麻薬年間報告書における期始在庫が一致していることを確認すること。
- ・ 取り扱いがなかった場合でも該当なしと記載し、必ず提出すること。

<記載例>

品名	包装単位	期始在庫 (前年の10月1日所有数量)	受入 総数量	払出 総数量	期末在庫 (本年の9月30日所有数量)	備考
MSコン チン錠 10mg	100錠	150	325	229	246	廃棄届 6錠 再利用 25錠
モルヒネ 塩酸塩注 50mg	10A	8	500	487	21	廃棄届 10A 事故届 破損 3A 回収に伴う譲渡 10A

<記載例の説明>

(1) MSコンチン錠 10mg (1瓶 100錠入) の場合は、次のようになります。

$$\text{受入総数量 (①+②+③)} = 325$$

$$\text{① (卸売業者からの購入数量)} = 300$$

$$\text{② (返納された麻薬 (※) で再利用のため受入れた数量)} = 25$$

$$\text{③ (処分保留して保管している数量)} = 0$$

$$\text{払出総数量 (④+⑤+⑥)} = 229$$

$$\text{④ (通常の払出し数量)} = 223$$

$$\text{⑤ (廃棄届処理した数量)} = 6$$

$$\text{⑥ (事故届処理した数量)} = 0$$

(2) モルヒネ塩酸塩注 (50mg/5mLA) (1箱 10A入) の場合は、次のようになります。

$$\text{受入総数量 (⑧+⑨)} = 500$$

$$\text{⑧ (卸売業者からの購入数量)} = 500$$

$$\text{⑨ (処分保留して保管している数量)} = 0$$

$$\text{払出総数量 (⑩+⑪+⑫+⑬)} = 487$$

$$\text{⑩ (通常の払出し数量)} = 464$$

$$\text{⑪ (廃棄届処理した数量)} = 10$$

$$\text{⑫ (事故届処理した数量)} = 3$$

$$\text{⑬ (回収に伴う譲渡数量)} = 10$$

※ 払出し後、返納された麻薬の取扱いについて

(1) 再利用しない場合：受入数量には加算しないでください。

(2) 再利用する場合：受入数量に加算し、備考欄に数量を記載してください。

また、再利用のため受入れた麻薬を払出した場合は、通常どおり

④ (通常の払出し数量) に計上してください。